事業計画等を変更する場合の諸手続及び報告書類の提出について

１．事業計画変更について（特別積合せ貨物運送に係るものを除く）

運輸開始後に事業計画を変更する場合には、貨物自動車運送事業法及び貨物自動車運送事業法施行規則に基づく次の（１）～（３）の手続きが必要です。

事業計画等を変更する場合の諸手続及び報告書類の提出について

（１）認可申請が必要なもの

①　各営業所に配置する事業用自動車の数の変更（一定の要件に該当する場合）

②　営業所の位置の変更（変更には新設・廃止を含む）
※最小行政区画内での変更、貨物自動車利用運送のみに係る営業所の変更を除く。

③　各営業所に配置する事業用自動車の種別の変更（普通自動車と霊きゅう自動車）

④　自動車車庫の位置及び収容能力の変更（新設・廃止を含む）

⑤　休憩・睡眠施設の位置及び収容能力の変更（新設・廃止を含む）

⑥　貨物自動車利用運送をするかどうかの別

⑦　特別積合せ貨物運送をするかどうかの別

⑧　運送約款の設定・変更（標準運送約款を設定、標準運送約款へ変更する場合を除く）

事業計画等を変更する場合の諸手続及び報告書類の提出について

（２）事前の届出が必要なもの

①　各営業所に配置する事業用自動車の数の変更（一定の要件に該当する場合）

②　休止・廃止届（３０日前まで）

（３）事後の届出が必要なもの

①　運賃料金の設定・変更（実施後３０日以内）

②　主たる事務所の名称及び一の変更（遅滞な）

③　営業所の名称の変更の届出（遅滞なく）

④　営業所の位置の変更
※最小行政区画内での変更、貨物自動車利用運送のみに係る営業所の変更に限る。

⑤　役員の変更
※代表権を有する役員の変更…遅滞なく
※代表権を有しない役員の変更…毎月７月１日～６月３０日までの期間に係る
変更について、毎月７月３１日まで

⑥　氏名又は名称、住所の変更（遅滞なく）

事業計画等を変更する場合の諸手続及び報告書類の提出について

２．事業の譲渡譲受及び相続等について

（１）事業の譲渡譲受は認可申請が必要です。

（２）事業の合併は以下の場合には、認可申請が必要となります。

①　一般貨物自動車運送事業の経営許可を受けた法人同士の合併

②　一般貨物自動車運送事業の経営許可を受けた法人と
経営許可を受けていない法人の合併

※ただし、②の場合で一般貨物自動車運送事業者の経営許可を受けた法人が存続する場合、
認可申請は不要

（３）相続については、被相続人の死亡後６０日以内に認可を受けることになっていますが、それまでに申請の提出があればかまいません。

※６０日経過後は相続認可申請不可

事業計画等を変更する場合の諸手続及び報告書類の提出について

３．その他

（１）報告書の提出について

一般貨物自動車運送事業者には、貨物自動車運送事業報告規則に基づき以下の報告が義務づけられています。

①　事業報告書

毎事業年度経過後１００日以内に提出が必要です。

（報告書類）

・事業概況報告書（第１号様式）
・一般貨物自動車運送事業損益明細表（第２号様式）
・一般貨物自動車運送事業人件費明細表（第３号様式）
・貸借対照表、損益計算書

②　事業実績報告書

毎年７月１０日までに提出が必要です。

（報告書類）

・貨物自動車運送事業実績報告書（第４号様式）

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）の概要（平成30年法律第96号）

国土交通省

改正の目的

経済活動 ・ 国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、令和６年度から時間外労働の限度時間が設定される（＝働き方改革法施行）こと等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善する必要があること等に鑑み、所要の措置を講じる。

改正の概要

【公布日：平成30年12月14日】

１．規制の適正化

① 欠格期間の延長等

法令に違反した者等の参入の厳格化

- 欠格期間の延長（２年⇒５年）
- 処分逃れのため自主廃業を行った者の参入制限
- 密接関係者（親会社等）が許可の取消処分を受けた者の参入制限 等

② 許可の際の基準の明確化

以下について、適切な計画・能力を有する旨を要件として明確化

- 安全性確保（車両の点検・整備の確実な実施等）
- 事業の継続遂行のための計画（十分な広さの車庫等）
- 事業の継続遂行のための経済的基礎（資金）等

③ 約款の認可基準の明確化

荷待時間、追加的な附帯業務等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化

→ 原則として運賃と料金とを分別して収受

＝「運賃」：運送の対価 「料金」：運送以外のサービス等

２．事業者が遵守すべき事項の明確化

（許可後、継続的なルール遵守）

① 輸送の安全に係る義務の明確化

事業用自動車の定期的な点検・整備の実施 等

② 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設

- 車庫の整備・管理
- 健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付

３．荷主対策の深度化

※「荷主」には元請事業者も含まれる。

トラック事業者の努力だけでは働き方改革・法令遵守を進めることは困難 （例：過労運転、過積載等）

→ **荷主の理解・協力**のもとで**働き方改革 ・法令遵守**を進めることができるよう、以下の改正を実施

① 荷主の配慮義務の新設

トラック事業者が法令遵守できるよう、荷主の配慮義務を設ける

② 荷主勧告制度（既存）の強化

- 制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者を追加
- 荷主勧告を行った場合には、当該荷主の公表を行う旨を明記

③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

【令和５年度末までの時限措置】

（１） トラック事業者の違反原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがある場合

→ ① 国土交通大臣が関係行政機関の長と、当該荷主の情報を共有

② 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、荷主の理解を得るための働きかけ

（２） 荷主への疑いに相当な理由がある場合

→ 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、要請

（３） 要請をしてもなお改善されない場合

→ 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、勧告＋公表

荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合→ 公正取引委員会への通知

４．標準的な運賃の告示制度の導入

【令和５年度末までの時限措置】

【背景】 荷主への交渉力が弱い等

→ 必要なコストに見合った対価を収受しにくい

→ 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない

法令遵守して運営する際の参考となる運賃が効果的

標準的な運賃の告示制度の導入

（労働条件の改善・事業の健全な運営の確保のため）

国土交通大臣が、標準的な運賃を定め、告示できる

施行日 ：（１．・２．）令和元年１１月１日 （３．）令和元年７月１日 （４．）令和元年１２月１４日（運賃の告示：令和２年４月２４日）

改正貨物自動車運送事業法に基づく標準的な運賃について（告示：令和2年4月24日　一部改正：令和5年3月1日）

国土交通省

○　ドライバーの**労働条件の改善**等を図るため、**法令を遵守して持続的に事業を運営するための参考となる運賃**を示すことが効果的との趣旨により、**「標準的な運賃の告示制度」**が創設。
○　標準的な運賃は、**①トラック事業の能率的な経営の下における適正な原価**に、**②適正な利潤**を加えたものを基準。原価の算定に当たっては、**①ドライバーの賃金を全産業の標準的水準に是正**すること、**②コンプライアンスを確保**できることを前提。

1．運賃表の設計方針

○運賃表の基本
⇒ 貸切（チャーター）を前提として、（１）距離制、（２）時間制の双方の運賃表を策定。　また、上限・下限の幅は設けず統一的な運賃を設定。

○車種等の違い
⇒ 車格別（2t，4t，10t，20t）について設定。　・ドライバン型のトラックを基準として算出。　※冷凍・冷蔵のバン型車については割増率を設定

○地域差　⇒ 地方運輸局ブロック単位で運賃表を策定。

2．運賃と料金の考え方

⇒ 料金（待機時間料、高速道路料金、フェリー料金、燃料サーチャージ等）については、運賃表とは別に項目を規定。
※待機時間料は、３０分を超える場合の１時間当たりの標準的な料金を設定（３０分以内の待機時間に係る費用は固定費に算入）。

3．「適正な原価」の考え方

○元請け・下請けの関係
⇒ 実運送事業にかかる原価等を基準に運賃を算出。

○減価償却費（車両）
⇒ 法定耐用年数とリース期間・融資期間等の実態を加味し、
５年での償却を前提に算出。

○人件費
⇒ 全産業平均の時間当たりの単価を基準。

○間接費（一般管理費等）
⇒ トラック運送事業の平均値を使用。

○借入金利息
⇒ 営業外費用として、適正な原価に算入。

○帰り荷の取扱い
⇒ 実車率50%の前提で算出。

4．「適正な利潤」の考え方

⇒ 経常利益（営業外収入を除く。）として一定水準確保できるよう、自己資本に対する適正な利潤額を算定。

改正貨物自動車運送事業法に基づく標準的な運賃について（告示：令和2年4月24日　一部改正：令和5年3月1日）

国土交通省

- 平成30年改正後の貨物自動車運送事業法に基づき、運賃交渉力の弱い運送事業者の適正な運賃収受を支援することを目的に、令和2年4月「標準的な運賃」を告示。
- 「標準的な運賃」では、運転者について全産業並みの給与、車両の償却年数5年、一般的な利潤などの経営改善につながる前提を置いて、参考となる運賃を示している。
- 荷主との運賃交渉をさらに促進し、燃料費の上昇を踏まえた適切な価格転嫁が可能となる環境を整備することを目的に、従来、解釈通達として位置づけられていた「燃料サーチャージの算出方法等」を告示(令和5年3月1日)して広く周知。
- 運送事業者が自己の経営状況を踏まえて運賃を分析し、荷主との運賃交渉に臨むことが肝要。

標準的な運賃　届出までのプロセス

STEP1　標準的な運賃制度を理解する

STEP2　自社で運賃を計算する

STEP3　荷主と運賃を交渉する

STEP4　運賃の事後届出を行う

※近畿での標準的な運賃の届出率　５６．６％（令和５年１月末時点）

届出に至るまでの過程を改善

- これまでの普及策の効果検討
- 課題抽出（例：周知・浸透の良し悪し、荷主理解）

- 経営状況の振り返り・分析を促進
  - ○ドライバー人件費　○車両の更新費
  - ○燃料費（燃料サーチャージを含む）
  - ○実車率　○保険料　○適正利潤

- 運賃交渉の障壁解消
  - ○荷主の理解

標準的な運賃【距離制運賃表：中部・近畿】

国土交通省

Ⅰ　距離制運賃表

中部運輸局

（単位：円）

車種別 / キロ程	小型車（２tクラス）	中型車（４tクラス）	大型車（１０tクラス）	トレーラー（２０tクラス）
10km	14,390	16,530	20,790	25,850
20km	16,080	18,500	23,430	29,270
30km	17,770	20,480	26,070	32,690
40km	19,460	22,450	28,710	36,110
50km	21,150	24,420	31,350	39,530
60km	22,840	26,390	33,990	42,950
70km	24,530	28,370	36,630	46,370
80km	26,220	30,340	39,270	49,790
90km	27,910	32,310	41,910	53,210
100km	29,600	34,280	44,550	56,630
110km	31,290	36,240	47,120	59,950
120km	32,980	38,190	49,690	63,270
130km	34,670	40,140	52,250	66,580
140km	36,370	42,090	54,820	69,900
150km	38,060	44,040	57,390	73,220
160km	39,750	45,990	59,960	76,540
170km	41,450	47,940	62,520	79,850
180km	43,140	49,900	65,090	83,170
190km	44,830	51,850	67,660	86,490
200km	46,520	53,800	70,230	89,810
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,380	3,870	5,070	6,540
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	8,440	9,680	12,660	16,340

Ⅰ　距離制運賃表

近畿運輸局

（単位：円）

車種別 / キロ程	小型車（２tクラス）	中型車（４tクラス）	大型車（１０tクラス）	トレーラー（２０tクラス）
10km	14,330	16,490	20,790	25,860
20km	16,020	18,460	23,430	29,290
30km	17,710	20,430	26,080	32,710
40km	19,400	22,400	28,720	36,140
50km	21,090	24,380	31,370	39,570
60km	22,770	26,350	34,010	43,000
70km	24,460	28,320	36,650	46,430
80km	26,150	30,290	39,300	49,860
90km	27,840	32,270	41,940	53,290
100km	29,530	34,240	44,590	56,720
110km	31,220	36,190	47,160	60,040
120km	32,910	38,140	49,730	63,360
130km	34,600	40,090	52,300	66,690
140km	36,290	42,040	54,870	70,010
150km	37,980	43,990	57,440	73,330
160km	39,670	45,940	60,010	76,660
170km	41,360	47,890	62,580	79,980
180km	43,050	49,840	65,150	83,300
190km	44,740	51,790	67,720	86,620
200km	46,430	53,740	70,290	89,950
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,370	3,870	5,070	6,550
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	8,430	9,680	12,670	16,370

標準的な運賃【時間制運賃表・割増率等】

国土交通省

Ⅱ　時間制運賃表

（単位：円）

種別			車種別／局別	小型車（２tクラス）	中型車（４tクラス）	大型車（１０tクラス）	トレーラー（２０tクラス）
基礎額	８時間制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	31,100	37,260	48,530	61,290
			東北	29,970	36,050	47,170	59,670
			関東	39,060	45,790	57,900	72,440
			北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470
			中部	35,710	42,130	53,700	67,370
			近畿	35,580	42,040	53,710	67,430
			中国	32,420	38,640	49,950	62,950
			四国	30,700	36,800	47,960	60,590
			九州	30,890	36,980	48,060	60,680
			沖縄	28,010	33,890	44,810	56,880
	４時間制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	18,660	22,360	29,120	36,780
			東北	17,980	21,630	28,300	35,800
			関東	23,440	27,470	34,740	43,460
			北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880
			中部	21,430	25,280	32,220	40,420
			近畿	21,350	25,220	32,230	40,460
			中国	19,450	23,180	29,970	37,770
			四国	18,420	22,080	28,780	36,350
			九州	18,530	22,190	28,840	36,410
			沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130
加算額	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに		北海道	280	340	510	710
			東北	280	340	510	710
			関東	280	340	510	720
			北陸信越	280	340	510	710
			中部	280	340	510	710
			近畿	280	340	510	710
			中国	280	340	510	710
			四国	280	340	510	710
			九州	280	340	510	710
			沖縄	280	340	510	710
	基礎作業時間を超える場合は、１時間を増すごとに（４時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。）		北海道	2,850	2,990	3,200	3,780
			東北	2,720	2,850	3,050	3,600
			関東	3,820	4,000	4,280	5,060
			北陸信越	2,880	3,020	3,230	3,820
			中部	3,430	3,590	3,850	4,550
			近畿	3,400	3,560	3,810	4,510
			中国	3,020	3,160	3,390	4,000
			四国	2,810	2,940	3,150	3,730
			九州	2,840	2,980	3,190	3,770
			沖縄	2,490	2,610	2,790	3,300

Ⅲ　運賃割増率

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	２割

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	２割

【深夜・早朝割増】

午後１０時から午前５時までに運送した距離	２割

Ⅳ　待機時間料

種類別／時間	小型車（２tクラス）	中型車（４tクラス）	大型車（１０tクラス）	トレーラー（２０tクラス）
３０分を超える場合において３０分までごとに発生する金額	1,670円	1,750円	1,870円	2,220円

Ⅴ　積込料、取卸料、付帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として収受

Ⅵ　実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

Ⅶ　燃料サーチャージ

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（燃料サーチャージの算出方法等）を定めた件（令和５年国土交通省告示第１４７号）の定めるところにより収受

Ⅷ　その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（燃料サーチャージの算出方法等）を定めた件（令和5年国土交通省告示第147号）

国土交通省

1. 以下の算出方法に基づいて算出するものとする。

基 準 価 格 ：100.0円　（※）

改定の刻み幅：5.0円

改 定 条 件 ：改定の刻み幅5.0円／Lの幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。

廃 止 条 件 ：軽油価格が100.0円／Lを下回った時点で、翌月から廃止する。

計 算 式 ：（距離制運賃）

走行距離（km）÷燃費（km／L）×算出上の燃料価格上昇額（円／L）

（時間制運賃）

平均走行距離（km）÷燃費（km／L）×算出上の燃料価格上昇額（円／L）

※ 標準的な燃費の設定に係る原価計算にお手は、燃料費を100円として算出していることから、燃料サーチャージの基準価格も100円として設定している。各運送事業者が燃料サーチャージを導入する際は、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」（平成24年5月16日最終改定）も参考にしつつ、当該運送事業者が自社の運賃の設定に係る原価計算において基準とした燃費を燃料サーチャージの基準価格として設定することが望ましい。

3. サーチャージ額算出のための車両燃費は以下のとおりとする。

車種	燃費
小型車（２ｔクラス）	○○km／L
中型車（４ｔクラス）	○○km／L
大型車（１０ｔクラス）	○○km／L
トレーラー（２０ｔクラス）	○○km／L

※ ○○は、各運送事業者において設定するものとする。

4. 時間制運賃を算出する上での条件（平均走行距離）は以下のとおりとする。

車種	８時間制	４時間制
小型車（２ｔクラス）	100km	50km
中型車（４ｔクラス）	130km	60km
大型車（１０ｔクラス）	130km	60km
トレーラー（２０ｔクラス）	130km	60km

5. 端数処理

端数処理として、円単位に小数を切り上げる。

2. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の上昇額テーブルは下表のとおりとする。

調達している軽油価格			燃料サーチャージ算出上の代表価格	上昇額
基準価格			100.00 円	－
	～	100.00 円	廃止	
100.00 超	～	105.00 円	102.50 円	2.5 円
105.00 超	～	110.00 円	107.50 円	7.5 円
110.00 超	～	115.00 円	112.50 円	12.5 円
115.00 超	～	120.00 円	117.50 円	17.5 円
120.00 超	～	125.00 円	122.50 円	22.5 円
125.00 超	～	130.00 円	127.50 円	27.5 円
130.00 超	～	135.00 円	132.50 円	32.5 円
135.00 超	～	140.00 円	137.50 円	37.5 円
140.00 超	～	145.00 円	142.50 円	42.5 円
145.00 超	～	150.00 円	147.50 円	47.5 円
150.00 超	～	155.00 円	152.50 円	52.5 円
155.00 超	～	160.00 円	157.50 円	57.5 円
160.00 超	～	165.00 円	162.50 円	62.5 円
165.00 超	～	170.00 円	167.50 円	67.5 円
170.00 超	～	175.00 円	172.50 円	72.5 円
175.00 超	～	180.00 円	177.50 円	77.5 円
180.00 超	～	185.00 円	182.50 円	82.5 円

※ 代表価格は、刻み幅の0.5倍の額を基準価格に加算した額とした。

※ 上昇額は（代表価格－基準価）とした。

※ 軽油価格が185.00円／Lを上回った場合は、海底の刻み幅5.0円／Lの幅で代表価格及び上昇額を算出するものとする。

○ 運賃割増率等

１.品目割増

項目	内訳	割増率
易 損 品	１.レントゲン機械,電子計算機等精密機器及びその品 ２.宮,みこし,仏壇,神仏具 ３.ピアノ,その他楽器類及びその部品又は付属品 ４.度量衡器及びその部品	●割以上の臨時の約束による。
危 険 品	１.高圧ガス保安法に定める品目 ２.消防法に定める品目 ３.毒物及び劇物取締法に定める品目	●割以上の臨時の約束による。ただし特定毒物については,割以上の臨時の約束による。
	４.火薬類取締法に定める品目 ５.放射性物質及びこれに類するもの	●割以上の臨時の約束による。
特 殊 物 件	１.引荷物,生きた動物,鮮魚介類	●割
	２.屍体	●割
汚 わ い 品	生さなぎ,骨の類,ぼうこう,あま皮,うろこ,内臓,塵芥等の廃棄物,し尿	●割
貴重品,高価品	貨幣,証券類,貴金属その他高価品で貨物運送約款第９条第１項に掲げる貨物	●割以上の臨時の約束による。

２.特大品割増

１個の長さが荷台の長さにその長さの●割を加えたもの,重量１トン又は容積５立方メートル以上のもの及び積載した状態において車両の高さが３.８メートル以上又は長さが１２メートル以上となるもの。	●割以上の臨時の約束による。

３.悪路割増

道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所ならびに自動車道以外の場所日限る。	●割

４.冬期割増

地域	期間	割増率
北海道	自　11月16日 至　4月15日	●割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	自　12月1日 至　3月31日	●割
岩手県のうち, 北上市・久慈市・遠野市・二戸市・戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち,会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち,高山市・大野郡・下呂市・郡上市		

５. 地区割増料

地域＼車種別	小型車	中型車	大型車	トレーラー
●●	●円	●円	●円	●円

○積込料及び取卸料

	上限	下限
●時間ごとに	●円	●円

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受

※作業員１人あたりの料金

公共交通・物流
地域公共交通
近畿地方交通審議会
調査関係
物流

PDFファイルをご覧いただくにはAdobe Reader(無償)が必要です。
ダウンロードした後インストールしてください。
Get Adobe Acrobat Reader
Adobe Readerダウンロードページへのリンク

トラック関係

印刷用ページ

2022年11月21日 更新

トラックの運送事業を始めるには

普通トラックを使用して行う運送業(一般貨物自動車運送事業)

一般貨物運送業とは
許可申請の具体的な方法・手順
貨物自動車運送事業FAQ(申請を検討されている方はこちらもご確認ください)

情報公開(一般貨物自動車運送事業)

一般貨物自動車運送事業の申請に係る法令試験の過去問題及び解答・受験者数及び合格者数
(令和2年7月実施分より掲載)
令和2年7月 令和2年9月 令和2年11月 令和3年1月 令和3年3月 令和3年5月
令和3年7月 令和3年9月 令和3年11月 令和4年1月 令和4年3月 令和4年5月
令和4年7月 令和4年9月 令和4年11月
※令和3年3月の試験の設問4については、内容に一部不適切な表現があったため、
回答結果にかかわらず正解として取り扱いました。
なお、過去に同じ問題を出題した試験結果については合否に影響はありませんでした。
※令和4年1月の試験の設問29については、試験配布時に文章の一部が欠落していることがわかりましたので当設問については回答の正否にかかわらず正解として取扱いました。
一般貨物自動車運送事業の新規許可事業者一覧表(平成31年1月～)
一般貨物自動車運送事業者一覧(令和4年9月30日現在)

運賃・約款関係

標準的な運賃について(各運輸支局、運輸局、控え 3部提出)
概要
告示運賃表
届出様式
届出表紙(例) (Wordファイル)
適用方(例) (Wordファイル)
割増率設定(例) (Excelファイル)
サーチャージ(例) (Wordファイル)
一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の届出に向けて
荷主向けリーフレット

標準運送約款の改正について

軽トラックを使用して行う運送業(貨物軽自動車運送業)

貨物軽自動車運送業とは
届出の具体的な手続き方法・手順(大阪運輸支局のHP)
【貨物軽自動車運送事業者の皆様へ】パーキングブレーキと輪留めを確実に！

貨物利用運送事業

近畿運輸局自動車交通部貨物課　資料①－１

事業計画等を変更する場合の諸手続及び報告書類の提出について

１．事業計画変更について（特別積合せ貨物運送にかかるものを除く）

運輸開始後に事業計画を変更する場合には、貨物自動車運送事業法及び貨物自動車運送事業法施行規則に基づく以下の手続きが必要です。

（１）認可申請が必要なもの

①各営業所に配置する事業用自動車の数の変更（一定の要件に該当する場合）

②営業所の位置の変更（変更には新設・廃止を含む）

・最小行政区画内での変更、貨物自動車利用運送のみに係る営業所の変更を除く。

（参考（３）④）

③各営業所に配置する事業用自動車の種別の変更（普通自動車と霊きゅう自動車）

④自動車車庫の位置及び収容能力の変更（新設・廃止を含む）

⑤休憩・睡眠施設の位置及び収容能力の変更（新設・廃止を含む）

⑥貨物自動車利用運送をするかどうかの別

⑦特別積合せ貨物運送をするかどうかの別

⑧運送約款の設定・変更（標準運送約款を設定、標準運送約款へ変更する場合を除く）

（２）事前の届出が必要なもの

①各営業所に配置する事業用自動車の数の変更（一定の要件に該当する場合）

②休止・廃止届（３０日前まで）

（３）事後に届出が必要なもの

①運賃料金の設定・変更（実施後３０日以内）

②主たる事務所の名称及び位置の変更（遅滞なく）

③営業所の名称の届出（遅滞なく）

④営業所の位置の変更

・最小行政区画内での変更、貨物自動車利用運送のみに係る営業所の変更に限る。

（参考（１）②）

⑤役員の変更

・代表権を有する役員の変更・・・・遅滞なく

・代表権を有しない役員の変更・・・毎年７月１日～６月３０日までの期間に係る

変更について、毎年７月３１日まで

⑥氏名又は名称、住所の変更（遅滞なく）

２．事業の譲渡譲受及び相続等について

（１）事業の譲渡譲受は認可申請が必要です。（手続き終了後は終了届を提出）

（２）事業の合併は以下の場合に認可申請が必要となります。

①一般貨物自動車運送事業の経営許可を受けた法人同士の合併

②一般貨物自動車運送事業の経営許可を受けた法人と経営許可を受けていない法人の合併

ただし②の場合で一般貨物自動車運送事業者の経営許可を受けた法人が存続する場合は認可申請が不要

（３）相続については、被相続人の死亡後６０日以内に認可を受けることになっていますが、それまでに申請の提出があれば構いません。（６０日経過後は相続認可申請不可）

３．その他

（１）報告書類の提出について

一般貨物自動車運送事業者には、貨物自動車運送事業報告規則に基づき以下の報告が義務づけられています。

①事業報告書

毎事業年度経過後１００日以内に提出が必要で、内容は以下のとおりです。

・事業概況報告書(第１号様式)、一般貨物自動車運送事業損益明細表(第２号様式)、一般貨物自動車運送事業人件費明細表(第３号様式)、貸借対照表、損益計算書

②事業実績報告書(第４号様式)

毎年７月１０までに提出が必要です。

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）の概要 （平成30年法律第96号）

国土交通省

改正の目的

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、令和6年度から時間外労働の限度時間が設定される（＝働き方改革法施行）こと等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善する必要があること等に鑑み、所要の措置を講じる。

改正の概要

【公布日 ： 平成30年12月14日】

1. 規制の適正化

① 欠格期間の延長等

法令に違反した者等の参入の厳格化

- 欠格期間の延長（2年⇒5年）
- 処分逃れのため自主廃業を行った者の参入制限
- 密接関係者（親会社等）が許可の取消処分を受けた者の参入制限　等

② 許可の際の基準の明確化

以下について、適切な計画・能力を有する旨を要件として明確化

- 安全性確保（車両の点検・整備の確実な実施等）
- 事業の継続遂行のための計画（十分な広さの車庫等）
- 事業の継続遂行のための経済的基礎（資金）　等

③ 約款の認可基準の明確化

荷待時間、追加的な附帯業務等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化

→ 原則として運賃と料金とを分別して収受

＝「運賃」：運送の対価　「料金」：運送以外のサービス等

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化 （許可後、継続的なルール遵守）

① 輸送の安全に係る義務の明確化

事業用自動車の定期的な点検・整備の実施　等

② 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設

- 車庫の整備・管理
- 健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付

3. 荷主対策の深度化

※「荷主」には元請事業者も含まれる。

トラック事業者の努力だけでは働き方改革・法令遵守を進めることは困難（例：過労運転、過積載等）

→ **荷主の理解・協力**のもとで**働き方改革・法令遵守**を進めることができるよう、以下の改正を実施

① 荷主の配慮義務の新設

トラック事業者が法令遵守できるよう、荷主の配慮義務を設ける

② 荷主勧告制度（既存）の強化

- 制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者を追加
- 荷主勧告を行った場合には、当該荷主の公表を行う旨を明記

③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

【令和5年度末までの時限措置】

(1) トラック事業者の違反原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがある場合
→ ① 国土交通大臣が関係行政機関の長と、当該荷主の情報を共有
② 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、荷主の理解を得るための働きかけ

(2) 荷主への疑いに相当な理由がある場合
→ 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、要請

(3) 要請をしてもなお改善されない場合
→ 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、勧告＋公表

荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合→ 公正取引委員会への通知

4. 標準的な運賃の告示制度の導入 【令和5年度末までの時限措置】

【背景】 荷主への交渉力が弱い等
→ 必要なコストに見合った対価を収受しにくい
→ 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない

⇒ 法令遵守して運営する際の参考となる運賃が効果的

標準的な運賃の告示制度の導入

（労働条件の改善・事業の健全な運営の確保のため）
国土交通大臣が、標準的な運賃を定め、告示できる

施行日 ：（1．・2．）令和元年11月1日　（3．）令和元年7月1日　（4．）令和元年12月14日（運賃の告示：令和2年4月24日）

改正貨物自動車運送事業法に基づく標準的な運賃について（告示：令和2年4月24日）

国土交通省

○ ドライバーの労働条件の改善等を図るため、法令を遵守して持続的に事業を運営するための参考となる運賃を示すことが効果的との趣旨により、「標準的な運賃の告示制度」が創設。

○ 標準的な運賃は、①トラック事業の能率的な経営の下における適正な原価に、②適正な利潤を加えたものを基準。原価の算定に当たっては、①ドライバーの賃金を全産業の標準的水準に是正すること、②コンプライアンスを確保できることを前提。

1. 運賃表の設計方針

○運賃表の基本

⇒ 貸切（チャーター）を前提として、（1）距離制、（2）時間制の双方の運賃表を策定。また、上限・下限の幅は設けず統一的な運賃を設定。

○車種等の違い

⇒ 車格別（2t, 4t, 10t, 20t）について設定。　・ドライバン型のトラックを基準として算出。※冷凍・冷蔵のバン型車については割増率を設定

○地域差 ⇒ 地方運輸局ブロック単位で運賃表を策定。

2. 運賃と料金の考え方

⇒ 料金（待機時間料、高速道路料金、フェリー料金、燃料サーチャージ等）については、運賃表とは別に項目を規定。

※待機時間料は、30分を超える場合の1時間当たりの標準的な料金を設定（30分以内の待機時間に係る費用は固定費に算入）。

3.「適正な原価」の考え方

○元請け・下請けの関係

⇒ 実運送事業にかかる原価等を基準に運賃を算出。

○減価償却費（車両）

⇒ 法定耐用年数とリース期間・融資期間等の実態を加味し、5年での償却を前提に算出。

○人件費

⇒ 全産業平均の時間当たりの単価を基準。

○間接費（一般管理費等）

⇒ トラック運送事業の平均値を使用。

○借入金利息

⇒ 営業外費用として、適正な原価に算入。

○帰り荷の取扱い

⇒ 実車率50%の前提で算出。

4.「適正な利潤」の考え方

⇒ 経常利益（営業外収入を除く。）として一定水準確保できるよう、自己資本に対する適正な利潤額を算定。

標準的な運賃

国土交通省

- 平成30年改正後の貨物自動車運送事業法に基づき、運賃交渉力の弱い運送事業者の適正な運賃収受を支援することを目的に、令和2年4月「標準的な運賃」を告示。
- 「標準的な運賃」では、運転者について全産業並みの給与、車両の償却年数5年、一般的な利潤などの経営改善につながる前提を置いて、参考となる運賃を示している。
- 荷主との運賃交渉をさらに促進し、燃料費の上昇を踏まえた適切な価格転嫁が可能となる環境を整備することを目的に、従来、解釈通達として位置づけられていた「燃料サーチャージの算出方法等」を告示(令和5年3月１日)して広く周知。
- 運送事業者が自己の経営状況を踏まえて運賃を分析し、荷主との運賃交渉に臨むことが肝要。

標準的な運賃　届出までのプロセス

STEP1 標準的な運賃制度を理解する

STEP2　自社で運賃を計算する

STEP3　荷主と運賃を交渉する

STEP4　運賃の事後届出を行う

届出に至るまでの過程を改善

- これまでの普及策の効果検討
- 課題抽出（例：周知・浸透の良し悪し、荷主理解）

- 経営状況の振り返り・分析を促進
  - ・ドライバー人件費　・車両の更新費
  - ・燃料費（燃料サーチャージを含む）
  - ・実車率　・保険料　・適正利潤

- 運賃交渉の障壁解消
  - ・荷主の理解

※近畿での標準的な運賃の届出率 56.6%（令和5年1月末時点）

標準的な運賃【距離制運賃表：中部・近畿】

国土交通省

Ⅰ　距離制運賃表

中部運輸局

（単位：円）

車種別 / キロ程	小型車（２ｔクラス）	中型車（４ｔクラス）	大型車（10ｔクラス）	トレーラー（20ｔクラス）
10km	14,390	16,530	20,790	25,850
20km	16,080	18,500	23,430	29,270
30km	17,770	20,480	26,070	32,690
40km	19,460	22,450	28,710	36,110
50km	21,150	24,420	31,350	39,530
60km	22,840	26,390	33,990	42,950
70km	24,530	28,370	36,630	46,370
80km	26,220	30,340	39,270	49,790
90km	27,910	32,310	41,910	53,210
100km	29,600	34,280	44,550	56,630
110km	31,290	36,240	47,120	59,950
120km	32,980	38,190	49,690	63,270
130km	34,670	40,140	52,250	66,580
140km	36,370	42,090	54,820	69,900
150km	38,060	44,040	57,390	73,220
160km	39,750	45,990	59,960	76,540
170km	41,450	47,940	62,520	79,850
180km	43,140	49,900	65,090	83,170
190km	44,830	51,850	67,660	86,490
200km	46,520	53,800	70,230	89,810
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,380	3,870	5,070	6,540
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	8,440	9,680	12,660	16,340

Ⅰ　距離制運賃表

近畿運輸局

（単位：円）

車種別 / キロ程	小型車（２ｔクラス）	中型車（４ｔクラス）	大型車（10ｔクラス）	トレーラー（20ｔクラス）
10km	14,330	16,490	20,790	25,860
20km	16,020	18,460	23,430	29,290
30km	17,710	20,430	26,080	32,710
40km	19,400	22,400	28,720	36,140
50km	21,090	24,380	31,370	39,570
60km	22,770	26,350	34,010	43,000
70km	24,460	28,320	36,650	46,430
80km	26,150	30,290	39,300	49,860
90km	27,840	32,270	41,940	53,290
100km	29,530	34,240	44,590	56,720
110km	31,220	36,190	47,160	60,040
120km	32,910	38,140	49,730	63,360
130km	34,600	40,090	52,300	66,690
140km	36,290	42,040	54,870	70,010
150km	37,980	43,990	57,440	73,330
160km	39,670	45,940	60,010	76,660
170km	41,360	47,890	62,580	79,980
180km	43,050	49,840	65,150	83,300
190km	44,740	51,790	67,720	86,620
200km	46,430	53,740	70,290	89,950
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,370	3,870	5,070	6,550
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	8,430	9,680	12,670	16,370

標準的な運賃【時間制運賃表・割増率等】

国土交通省

Ⅱ　時間制運賃表　　（単位：円）

種別			車種別／局別	小型車（2tクラス）	中型車（4tクラス）	大型車（10tクラス）	トレーラー（20tクラス）
基礎額	8時間制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	31,100	37,260	48,530	61,290
			東北	29,970	36,050	47,170	59,670
			関東	39,060	45,790	57,900	72,440
			北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470
			中部	35,710	42,130	53,700	67,370
			近畿	35,580	42,040	53,710	67,430
			中国	32,420	38,640	49,950	62,950
			四国	30,700	36,800	47,960	60,590
			九州	30,890	36,980	48,060	60,680
			沖縄	28,010	33,890	44,810	56,880
	4時間制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	18,660	22,360	29,120	36,780
			東北	17,980	21,630	28,300	35,800
			関東	23,440	27,470	34,740	43,460
			北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880
			中部	21,430	25,280	32,220	40,420
			近畿	21,350	25,220	32,230	40,460
			中国	19,450	23,180	29,970	37,770
			四国	18,420	22,080	28,780	36,350
			九州	18,530	22,190	28,840	36,410
			沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130
加算額	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに		北海道	280	340	510	710
			東北	280	340	510	710
			関東	280	340	510	720
			北陸信越	280	340	510	710
			中部	280	340	510	710
			近畿	280	340	510	710
			中国	280	340	510	710
			四国	280	340	510	710
			九州	280	340	510	710
			沖縄	280	340	510	710
	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに（4時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。）		北海道	2,850	2,990	3,200	3,780
			東北	2,720	2,850	3,050	3,600
			関東	3,820	4,000	4,280	5,060
			北陸信越	2,880	3,020	3,230	3,820
			中部	3,430	3,590	3,850	4,550
			近畿	3,400	3,560	3,810	4,510
			中国	3,020	3,160	3,390	4,000
			四国	2,810	2,940	3,150	3,730
			九州	2,840	2,980	3,190	3,770
			沖縄	2,490	2,610	2,790	3,300

Ⅲ　運賃割増率

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	２割

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	２割

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前５時までに運送した距離	２割

Ⅳ　待機時間料

時間＼車種別	小型車（２ｔクラス）	中型車（４ｔクラス）	大型車（10ｔクラス）	トレーラー（20ｔクラス）
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額	1,670 円	1,750 円	1,870 円	2,220 円

Ⅴ　積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として収受

Ⅵ　実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

Ⅶ　燃料サーチャージ

別に定めるところにより収受

Ⅷ　その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

○　運賃割増率等

１．品目割増

項目	内訳	割増率
易　損　品	１．レントゲン機械，電子計算機等精密機器及びその部品 ２．宮，みこし，仏壇，神仏像 ３．ピアノ，その他楽器類及びその部品又は付属品 ４．度量衡器及びその部品	●割以上の臨時の約束による。
危　険　品	１．高圧ガス保安法に定める品目 ２．消防法に定める品目 ３．毒物及び劇物取締法に定める品目	●割以上の臨時の約束による。ただし特定毒物については，●割以上の臨時の約束による。
	４．火薬類取締法に定める品目 ５．放射性物質及びこれに類するもの	●割以上の臨時の約束による。
特 殊 物 件	１．引越荷物，生きた動物，鮮魚介類	●割
	２．屍　体	●割
汚 わ い 品	生さなぎ，骨の類，ぼうこう，あま皮，うろこ，内蔵，塵芥等の廃棄物，し尿	●割
貴重品，高価品	貨幣，証券類，貴金属その他高価品で貨物運送約款第９条第１項に掲げる貨物	●割以上の臨時の約束による。

２．特大品割増

１個の長さが荷台の長さにその長さの●割を加えたもの，重量１トン又は容積５立方メートル以上のもの及び積載した状態において車両の高さが３．８メートル以上又は長さが１２メートル以上となるもの。	●割以上の臨時の約束による。

３．悪路割増

道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所ならびに自動車道以外の場所に限る。	●割

４．冬期割増

地域	期間	割増率
北海道	自　11月16日 至　４月15日	●割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	自　12月１日 至　３月31日	●割
岩手県のうち，北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち，会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち，高山市・大野郡・下呂市・郡上市		

５．地区割増料

地域＼車種別	小型車	中型車	大型車	トレーラー
●●	●円	●円	●円	●円

○　積込料及び取卸料

	上限	下限
●時間ごとに	●円	●円

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受

※作業員１人あたりの料金

公共交通・物流
- 地域公共交通
- 近畿地方交通審議会
- 調査関係
- 物流

PDFファイルをご覧いただくにはAdobe Reader(無償)が必要です。
ダウンロードした後インストールしてください。

Get Adobe Acrobat Reader

Adobe Readerダウンロードページへのリンク

トラック関係

印刷用ページ

2021年1月25日 更新

トラックの運送事業を始めるには

普通トラックを使用して行う運送業（一般貨物自動車運送事業）

一般貨物運送業とは
許可申請の具体的な方法・手順

情報公開（一般貨物自動車運送事業）

一般貨物自動車運送事業の申請に係る法令試験の過去問題及び解答・受験者数及び合格者数（令和2年7月実施分より掲載）
令和2年7月　令和2年9月　令和2年11月　令和3年1月
一般貨物自動車運送事業の新規許可事業者一覧表（平成31年1月～）
一般貨物自動車運送事業者一覧（令和2年12月1日現在）

運賃・約款関係

標準的な運賃について
- 概要
- 告示運賃表
- 届出様式
  - 届出表紙（例）　（Wordファイル）
  - 適用方（例）　（Wordファイル）
  - 割増率設定（例）　（Excelファイル）
  - サーチャージ（例）　（Wordファイル）
- 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の届出に向けて
- 荷主向けリーフレット

標準運送約款の改正について

軽トラックを使用して行う運送業（貨物軽自動車運送業）

貨物軽自動車運送業とは
届出の具体的な手続き方法・手順（大阪運輸支局のHP）

貨物利用運送事業

貨物利用運送事業とは

旅客自動車運送事業者がバス、タクシーを使用して貨物を運送する場合（貨客混載）

各申請書の様式のダウンロードコーナー

ページの先頭へ戻る